

東海 の 古 代

第175号 2015年03月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

古代逸年号に関わる疑念

その4

名古屋市 石田敬一

9 書紀の性格

中国から倭や倭と呼ばれていた九州王朝は、百済と共に白村江の戦いで負けた結果、反唐派の勢力が削がれ、先述のとおり、朱鳥元年に親唐派の日本國に併合されることになり国号を日本に改めました。

701年に新たに近畿王朝が成立するとこの日本の国号を受けつぎました。

そして、近畿王朝は、前王朝である九州王朝の歴史を『日本書紀』としてまとめました。つまり、『日本書紀』は近畿王朝のいにしえを記述したものではないと私は考えています。なぜなら、701年に大宝年号を建元したのは、自らの国を創始したということですから、701年から近畿王朝の日本が新たに始まったことを示しています。

大宝元年三月甲午対馬嶋貢金 建元為大宝元年
(『続日本紀』)

中国における正史においては、前王朝の歴史を次の現王朝が編纂します。たとえば、『隋書』は、隋の次の唐代に編纂され、『旧唐書』や『新唐書』は、唐の次の後晋代に編纂されました。

この中国の正史の編纂方法を真似て編纂され

たのが『日本書紀』ですので、『日本書紀』は、大宝以降の近畿王朝が、前王朝の「日本」の歴史をまとめたものです。

つまり、日本に国名を変えた九州王朝の歴史を次の政権である近畿王朝が九州王朝の歴史事実を整理しながら近畿王朝に都合の良いように脚色して『日本書紀』を編集したと考えるのが筋にあってるように思います。

中国の正史の書名を真似るならば、本来は『日本書』とすべきところです。『日本書紀』が、その書名に「紀」を付けているのは、中国の正史には、「本紀」のほかに「志」や「列伝」がありますが、『日本書紀』には「本紀」しかありません。したがって、「日本書」のうち「本紀」だけが掲載されている正史であるということで「日本書」に「紀」をつけているのです。

これまでの歴史学の観念では、『日本書紀』は、大宝以降の近畿王朝が、自らの王朝の過去の歴史を編纂したものだと認識でしたが、考え方をあらためた方が良いように思います。

「古代逸年号に関わる疑念」その1からその3までにおいて、以上の主旨に沿いながら古代逸年号について述べてきました。

これまでの記述によって、“それなら、なぜ『日本書紀』は、今のような内容で書き残されたのか”という西村命題に一部答えられたと考えています。『日本書紀』(以下、書紀という。)は近畿王朝が好きなように自らの王朝のことを書いた史書であるのなら、なぜもっと理屈のあったものにしなかったのかという矛盾を西村命題は衝いています。

書紀は、基本的に倭の歴史を再現しようとしていると思います。ただし、近畿王朝の建国に正当性を付けようとする部分については、大胆に時代の移動や架空の物語を加えて取り繕い変更しています。とりわけ、7世紀後半にあってはそれが顕著でしょう。したがってすんなりと整理されたものではなく、ところどころに錯綜した部分が出てしまった正史になったと考えられます。

こうした書紀の問題について、古代逸年号を切り口として考えてきました。

さて、再度、法興年号について取り上げ、疑問点を探求します。

10 「法興元」の「元」について

『釈日本紀』に載せる『伊予國風土記』逸文には、「法興六年十月歳在丙辰」とあります。

一方、法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘（以下、光背銘という。）では、「法興元卅一年歳次辛巳十二月」とあります。

この「法興元」については、年号ではないという観点から「法興の元がんより三十一年」や「法の興りの世の元はじめ」などと読み下す場合がありますが、私は、この解釈は違うと思います。

「法興元」の「元」に関して、『市民の古代・古田武彦とともに』第5集（「市民の古代」編集委員会、1983年）において、古田武彦氏が「法隆寺と九州王朝」と題し、次のとおり説明されています。

それから一つ解決しておかなくてはならない問題があります。それは「法興元」の「元」です。私はこれは何だろうかなと思っていましたが、解決ができました。中国の年号は漢代に始まるのですけれど、始元とか中元とか後元とか「元」がついているのです。二字の形になっています。それをつけて年表にしてあります。中国の年号表にもつけて書いてあります。しかし実際は、あれは年号ではございませんで“元”は元号の“元”で、元号ですよというサイン、シンボルなのです。だから「後元～年」とあれば、「後～年」というのが本来なのです。「後～年」だけでは、皆に馴染みがない、知らないのです、元号ですよという意味で「後元～年」と書いたものです。最初の頃は「～元」というのが、やたらに並んでおります。この

「元」なのです。

法興は元号ですよ、という意味の法興元三十一年。これでこの問題は解決がついたと考えました。

この説明は、一応理解ができます。

というのも、「元」が後ろに付く中国の年号は、次のとおり比較的多いです。

始元、建元、初元、上元、開元、興元などの元号を開始する意味の年号のほか、中元、後元、乾元、貞元、太元、正元、景元、永元、燕元があります。この点で、古田説は妥当な考えと思いますが、それにしても、「法興元」は、日本では「倭京」の別称の「倭景繩、倭京繩」などを除けば、唯一の3文字の年号になります。中国においても3文字の年号は、梁（502～557年）の「中大通」「中大同」、そして8世紀半ばのチベット・ビルマ族の国の南詔で使われた「贊普鐘」のみであって、たいへん特殊といえます。

もし、「法興元」ではなく「法興」が本来の年号とするのであれば、先に挙げた始元や建元などの年号は1文字の年号ということになり、年号の基本は2文字とする常識に照らし合わせると、やや違和感があります。しかし、「法興」の名がついた法興寺があります。法興元寺ではありません。また、『伊予風土記』逸文にも「法興元」ではなく「法興」と記述されています。したがって、「法興」＋「元」として説明する古田説は、妥当であろうと思います。

11 なぜ年代記類は「法興」を記さないのか

「法興」は、光背銘の金石文があつて、その存在は明確であるにもかかわらず、『二中歴』を始めとする年代記類には「法興」が示されていません。最大の疑問点です。それは年号と認識されていないからかもしれません。

しかし、私は、先述のとおり、「法興」はその記述形式「年号＋年数＋歳次（又は歳在）＋干支」からみれば年号であることは疑えないと示したところです。なぜ、『二中歴』など年代記類は「法興」を古代逸年号に加えなかったのでしょうか。

「法興」を古代逸年号に加えなかった理由として、次のように3つに場合分けできます。

(1) 「法興」を知らない。

- (2) 年号ではないと考えている。
- (3) 年号と考えているが加えるに値しない。

(1) 「法興」を知らない。

さて、(1)から順に検討します。

『二中歴』は、古代逸年号を長年研究されてきた林伸禧氏によれば、健保六年（1218年）に成立しています。これに対して法隆寺金堂釈迦三尊像は、飛鳥彫刻の代表作とされますので、その光背銘もほぼ同時期に設置されたものとするれば、『二中歴』より500年以上前に作られたものです。

また、「釋曰法興元世一年此能不知也」と記述する『上宮法王帝説』は少なくとも12世紀以前の成立とされますので、この2点から、当然、『二中歴』の編者は、「法興」を知っていたと考えられます。したがって、(1)の“「法興」を知らない”は、『二中歴』が「法興」を明記しなかった理由には当たらないと考えます。

(2) 年号ではないと考えている。

次に(2)の『二中歴』は「法興」を年号ではないと考えている場合について検討します。

先にも示しましたが『上宮法王帝説』では、次のとおり「法興元世一年」とあります。

釋曰法興元世一年此能不知也 但案帝記云小治田天皇之世 東宮廐戸豊聰耳命 大臣宗我馬子宿祢 共平章而建立三寶始興大寺 故曰法興元世也

釋して曰く、法興元世一年、此れ能く知らざる也。但し帝記に案じて云う、^{推古天皇}小治田天皇の世、^{そのうまこのすくね}東宮廐戸豊聰耳命、^{へいしよう}大臣宗我馬子宿祢、共に平章して三寶を建立し大寺を興し始める。故に法興元世と曰う。（読みは石田による。以下同じ。）

このように『上宮法王帝説』では、「法興元世」とは、推古天皇の世に聖徳太子と蘇我馬子が共に仏・法・僧の三宝を建て大寺を興したことから、法を興こした元^{はじめ}の世の意味であると説明しています。つまり「法興」は年号ではないという解釈です。

『二中歴』の編者は、この考え方にもたれたということも考えられます。

ただし、これが理由だとすれば明らかに間違いです。林伸禧氏が明示したとおり「法興元世

一年」ではなく、正しくは「法興元世一年」であり、つまり「法興元三十一年」の意味ですので、この『上宮法王帝説』の「法興元世一年」は事実誤認であり、そこからもたらされた解釈は適切とはいえません。

光背銘を一瞥すれば、「世」と「世」は明確に書き分けられていますし、「世一年」と同類の漢字を使用した「廿二日」「廿一日」が同じ光背銘に陰刻されていますので、私は、林氏の考えに全く同感です。

また、再掲になりますが、私が知る限り、中国や日本の史料で法号に年月と干支を続けて年代を特定する記述事例は見たことがありませんので、「法興」は法号ではなく年号であることは疑いようもないと思います。その点で「法興法号説」は成立しないと考えます。ただ、『二中歴』の編者は、法号と捉えた可能性はあります。

いずれにしても、もし、『二中歴』の編者が「法興」を年号であると認めていたならば、なんらかの記述をしたと思いますので、『二中歴』の編者は「法興」を年号と捉えていないか、それに値しないと考えた可能性が高いといえましょう。

(3) 年号と考えているが加えるに値しない。

最後に(3)について検討します。

年号であると認めている場合には、次の3つの理由から『二中歴』では記述しなかったと考えられます。

- a 同じ王朝の並列する年号である。
- b 私年号や外国の年号を含む他の王朝の年号である。
- c 史料不足等、確固とした史料がない。

a の場合

古田武彦氏は、九州王朝の並列年号説で、倭國の阿每多利思北弧の年号とされます。古賀達也氏は、この古田説を支持され『伊予國風土記』逸文に「法興」の記述があることから、『新・古代学』第4集において、「倭國は筑紫を起点として東西五月行南北三月行とされており、どう控え目に見ても伊予國がその領域内に含まれていることは疑えない。とすれば法興年号の発布者は倭國王タリシヒコ^{ママ}、その人以外にありえない。『隋書』倭國伝の記述を信じれば、法興は九

州王朝の年号となる」とされます。

しかし、これまで私が主張してきたとおり、倭國の領域である「東西五月行南北三月行」は、九州島を指しており、伊予国はその領域内に含まれません。したがってこの論法では、「法興」を九州王朝の年号とするのは無理があると考えます。

大芝英雄氏が唱える筑紫本朝と弟国豊前王朝の兄弟王朝説も古田説と同類の説でしょう。発想は『隋書』倭國伝の「倭王は天を以て兄となし、日を以て弟と為す」の記事と「また竹斯國に至る、また東に秦王國に至る」の記事の2点だと思います。

ただ、九州王朝や兄弟王朝における摂政において、年号が並列して存在するという事は、それぞれの王朝が認め合うということになりますが、一つの王朝に天子は一人であって、かつ年号は王朝の一つだと私は承知していますので大いに疑問に思います。たとえ兄弟であろうと、それぞれが年号を持つというのは、一つの王朝に天子はただ一人とする概念から外れるように思います。

一つの王朝に二つの年号がある事例として、鎌倉時代の後の南北朝時代を示される場合があります。しかし、この例は法興が並列する年号とする例としては適当ではありません。

皇室が南北二つに分裂した南北朝時代は、南朝、北朝それぞれが1331年から1392年まで、ほぼ、並列して年号を持っていましたが、この場合は朝廷が分裂し皇位継承を争う政情での並列年号です。敵対関係です。これに対して『隋書』倭國伝の記事の場合は、「日出ずれば便ち理務を停め、我が弟に委ねんと云う」のですから、あくまで協調的関係です。『隋書』倭國伝に記述される秦王國に関しても、「竹斯國より東は皆な倭に附庸す」であり、秦王國は九州王朝の中の附庸国の位置づけであって敵対するものではありません。

従って、南北朝時代の例は、並列年号説や兄弟王朝説を支持する例としては当てはまりません。

つまり、a の古田説や大芝説など、同じ王朝に2つの年号があるとする論拠は乏しいといわざるを得ないでしょう。私は同一王朝の並列年

号説は成立しないと考えます。

もし、『二中歴』の編者が、並列年号であるとの考えを持っていたとしたら、同列なのですから「法興」について何らかの記述をしたに違いないでしょう。少なくとも注釈するでしょう。しかし記述しませんでした。それは、私の考えと同じように並列年号ではありえないと『二中歴』の編者が考えていたからかもしれません。『和漢年契』以外の年代記類には「法興」が加えられていない事実が、これを示しているようです。

b の場合

「法興」が私年号や外国の年号を含む他の王朝の年号であるから、『二中歴』は記述しなかったかどうかを検討する前に、まず、確認しておきたいのは、私年号の用語についてです。

中国の魏・呉・蜀の時代がそうであったように、正統性は魏にあり魏を母体とする晋が勝者であるものの、呉・蜀の年号は私年号とは呼ばれず、年号を抹消された事実もありません。しかし、日本における古代の私年号は、近畿王朝一元史観の概念に基づくもので、歴史学者は、近畿王朝以外の年号を私年号と呼びました。近畿王朝こそが古くからずっと日本列島の王者であるので、近畿王朝に関わらない年号は非公式の年号であるとするものです。私年号という呼称は、いわば間違った歴史観が生み出した学問上の用語であって、誤解を与える用語であると思います。

ところで、古代逸年号の名称は、多くは中国史書で使用されている語句が使用されています。しかし、「法興」という語句の用い方は、中国史書にはありません。少なくとも私が調べた限り『三國志』や『隋書』にはありません。中国の文法では「興_レ法」であるので、「興法」という語句の事例は確認できましたが、「法興」はありません。

ほかに注目されるのは、新羅の王名「法興王」（在位:514~540年）です。日本國が年号として「法興」を採用したのは、仏教に帰依した新羅の「法興王」の名の影響があると思われます。ただ、新羅を始め朝鮮半島では「法興」の年号が使われていないようなので、やはり「法興」は、「法興王」の王名に影響を受けた日本列島の年号ということになります。

「法興」が私年号説であるとの一説として、山崎仁礼男氏の『蘇我王国論』（三一書房、1997年）における蘇我年号説があります。

「法興」は蘇我氏の建立した法興寺にちなんだ、いわゆる「私年号」と見て誤りはないと考えます。

（『蘇我王国論』203ページ）

たいへん興味深い説です。

蘇我氏は高句麗、百済と関係が深く、仏教に帰依していますから妥当性を感じる説です。

ただし、先に示したとおり、年号が寺名から名付けられた事例は皆無であるのに対して、明要寺や延暦寺などのように年号から寺名ができた事例は数例がありますから、法興寺に因んで年号の「法興」が生まれたとする山崎仁礼男氏の説は疑問であり、私は先に年号有りとする見解を持っています。

寺名への年号使用を認められるのは、たいへん困難であると歴史事実が示しています。それができるのは、その当時に権力の中枢にいた者です。「法興」は、蘇我馬子の実質的な支配下にあった時代の年号であり、かつ、法興寺は蘇我氏の氏寺といわれていますので、大臣という地位ではありながら実質的な最高権力者である蘇我馬子の関わりが大きい年号であるといえましょう。

c の場合

先に示したとおり、光背銘以外に法興年号の実在性を裏付けるものは、法興寺の寺名と『伊予国風土記』逸文の法興年号です。ただし、この逸文に記述されたいわゆる伊予の「湯岡側碑」は、道後温泉から発見されておらず実在は証明されていません。このほかに聖徳太子にまつわる後代の文書である『上宮法王帝説』『聖徳太子傳私記下』『聖徳太子伝古今目録抄』『太子像胎内納入文書』がありますが、これらは皆、「法興元世一年」と記述され光背銘の記述を誤って伝えたもので信頼できる史料とはいえません。また、「長光寺縁起」（滋賀県八幡市）の「法興元廿一年」は光背銘と同様の記述スタイルですが、『源平盛衰記』には「法興元世一年」とあり混乱しています。

こうした状況の中、『二中歴』などの紀年編類

の編者は、確固とした史料が不足していると判断し、「法興」を記述しなかった可能性があります。

12 「法興」についての私の考え

(1) 原則

林伸禧氏は、法興年号について「東海の古代」第164号（平成26年4月号）の「法興年号」において、次のとおり見解を示されています。

a 近畿天皇二代にまたがるので近畿天皇家の年号ではない。

b 同一の権力者に2つの年号は並列しない。

以上の a と b から九州王朝と近畿天皇家のどちらにも属さない第三の王朝の年号とされました。

私も基本的には林氏の考えに賛成です。ただ、ここで林氏が示された近畿天皇家は、書紀に記述される通説の天皇家のことを指していると思いますが、私は書紀の内容は、基本的に九州王朝の史実が基本になっていると考えています。

九州年号原型論の研究においては、『二中歴』が最も優れ、かつ成立が古い九州年号群史料であると認識されています。したがって、その『二中歴』を始めとする年代記類に「法興」が示されていないのは、九州王朝の年号ではないからです。

その一方で、これまで述べてきたとおり「法興」は明らかに年号です。

とすれば、「法興」は、必然的に九州王朝以外の年号ということになりましょう。つまり、総合的に判断して、法興年号は九州王朝の年号ではありえず、九州王朝の属国で近畿に位置する日本國の年号であると考えます。

(2) 仏法に帰依する蘇我馬子

書紀には、仏法の初めは、蘇我馬子によると記述されます。

馬子獨依佛法崇敬三尼 乃以三尼付氷田直與達等令供衣食 經營佛殿於宅東方安置彌勒石像 屈請三尼大會設齋 此時達等得佛舍利於齋食上 卽以舍利獻於馬子宿禰 馬子宿禰試以舍利置鐵質中振鐵鎚打 其質與鎚悉被摧壞 而舍利不可摧毀 又投舍利於水 舍利随心所願浮沈於水 由是馬子宿禰池辺氷田司馬達等深信佛法修行不懈 馬子宿

禰亦於石川宅脩治佛殿 佛法之初自茲而作。

(敏達天皇十三年)

馬子獨り佛法に依りて三尼を崇め敬ぶ。乃ち三尼を以て氷田直と達等に付け衣食を供えさす。佛殿を宅の東方に經營り彌勒の石像を安置す。三尼を屈請き大會を設齋す。此の時、達等、佛舍利を齋食の上に得たり。即ち舍利を以て馬子宿禰に獻る。馬子宿禰、試に舍利を以て鐵の質の中に置き鐵の鎚を振り打つ。其の質鎚とともに悉く摧け壞れる。而れども舍利は摧き毀れず。又、舍利を水に投る。舍利、心所の願に隨い水に浮び沈む。是に由りて馬子宿禰、池邊氷田、司馬達等(仏師鞍作止利の祖父)、佛法を深信し修行すること懈らず。馬子宿禰、亦石川の宅に佛殿を修治す。佛法の初め、茲より作す。

この記事の主旨は「馬子は邸宅の東に仏殿を造り法会を行った。その折りに現れた舍利を試しに鉄槌で打ったが毀れず、また心の願うままに水中を浮沈した。これによって馬子らは仏法を深く信じ修行を怠らなかつた。そして馬子は石川の宅にも仏殿を設けた。これが仏法の初めである」ということです。

つまり、蘇我馬子が仏法に帰依しており、さらに馬子の深信が仏法を興す初めになったということなのです。

また、翌十四年(585年)二月にも蘇我馬子が仏法に帰依していたことを表す記事があります。

十四年春二月戊子朔壬寅 蘇我大臣馬子宿禰起塔於大野丘北大會設齋 即以達等前所獲舍利藏塔柱頭

(敏達天皇十四年)

(敏達)十四年春二月十五日、蘇我大臣馬子宿禰、塔を大野丘の北に起て大會を設齋す。即ち達等を以て前に獲たるところの舍利を塔の柱頭に蔵める。

したがって、蘇我馬子は、仏法を興すという寺名の法興寺を建てるのに相応しいと思います。しかも法興寺の寺名は、年号「法興」によるものであり、これまで述べてきたとおり年号を寺名にするのは大いに困難ですから、いかに蘇我馬子の力が強大であったかがわかります。

そして推古四年(596年)冬十一月の記事があります。

推古四年冬十一月 法興寺造竟 則以大臣男善德臣拜寺司 是日惠慈惠聡二僧始住於法興寺

(推古天皇四年)

推古四年冬十一月、法興寺造り竟る。則ち大臣の男、善德臣を以て寺司に拜す。是の日に、惠慈、惠聡の二僧、法興寺に住い始める。

蘇我善德は、蘇我馬子の長男であり、寺司に任命されたのも、馬子の強い意向によるものでしょう。また、惠慈は高句麗の僧侶で惠聡は百濟の僧侶であり、彼らを法興寺に住ませたのも同様と考えられます。

「東海の古代」第164号(平成26年4月号)の「法興」年号に関する考察において、竹島正雄氏は、「法興」と呼び名をつけた、時の為政者は蘇我馬子であるとされ、それは、学問尼善信(司馬達等の娘)が、崇峻三年(590年)三月に百濟から帰国し、帰国報告として三宝の興隆と年号の意義を説いたことに起因するとされました。

まったく同感です。

そして、竹島氏は、法興寺の創建年譜から、蘇我馬子が寺名を法興寺と名付け、「法興」の年号は、法興寺の創建に由来するとされました。崇峻三年の時点では寺名はなく、崇峻四年に寺名を法興寺として、新たに法興年号を起こしたとされます。

私は、竹島氏と考えが少し異なり、延暦寺や明要寺のように年号を冠する寺名の命名事例はすべて年号制定後に付けられていることから、年号制定のあとに、その年号を冠する寺が創建されたと考えます。したがって「法興」が制定された後、少なくとも年号制定と時期を同じくして、法興寺が命名されたと思います。

「法興」は、591年制定が有力な説であり、私もこれに同感です。しかし、書紀には、それ以前の用明二年(587年)には、すでに「起法興寺」と記述されており、さらには崇峻元年(588年)には「始作法興寺」とあります。つまり、「法興」の年号制定より先に「法興寺」の寺名が書記に出現します。これが年号より先に法興寺命名があったとする説の根拠でしょう。

しかし、これらの記事は、起工時にすでに法興寺の命名がされていたことを示しているのです。

はありません。法興寺と関係のない記事が間に挟まりわかりにくいので、どの寺のことかわかるようにするため、遡って寺名を記述しているのです。完成は、「法興寺造竟」の記事の推古四年（596年）になります。

この私の考えは、寺の命名に関する歴史事実に基づいたものであり、年号と暦法こそ権威の象徴ですから、権力者にとっては、寺名よりも年号と暦法を先に決定する方が当然重要です。年号が寺名より後に制定されることはないかと私は考えます。

(3) 古代伊豫国の「法興」

「東海の古代」第174号（平成27年2月号）の“古代伊豫国にみる「逸年号」”において、山田裕氏は、伊豫国の「天徳寺縁起」に「法興六年」と「白鳳九年」があることを示される一方で、『伊豫舊紀編神祇部』に「端正二年」があり、また『伊予三島縁起』には「端政」「金光」「轉願」「常色」の記述があることを示されました。

つまり、これらの古文書の信頼性に問題は少しあるものの、伊豫国には、「法興」が記載された古文書と、「法興」（591～622年）と並列していたと考えられる「端政」（589～593年）と「轉願」（601～604年）の逸年号が記載された古文書が存在するという事です。

『隋書』倭國伝から明らかなように倭の本国は九州です。九州以外の日本列島の国々は、倭の直轄領ではなく属国です。古代伊豫國の逸年号の有り様は、伊豫國が倭と日本國の両方に関係深い国であるとの意味を持つと思います。つまり伊豫國は倭の属国であるとともに日本國の影響下にもありました。

近畿の日本國も倭の属国でありながら、その権力者の馬子は、本国の倭の年号を使わず、日本國において独自の年号である「法興」を制定し、32年間使用したのです。九州から「法興」が発見されていないことも、「法興」が九州王朝の倭國の年号ではなく日本國の年号であったことを示唆します。

このように属国でありながら独自年号を使用していた例としては、隋・唐の冊封を受けていた新羅があります。新羅は、536年から独自年号を使用していましたが、唐の太宗から叱責され、650年に独自年号の「太和」を止め、唐の年号で

ある「永徽^{えいぎ}」を用いました。こうした歴史事実に従えば、倭の属国である日本國において、「法興」の年号が使用されても全く不思議ではありません。

「法興」制定の591年前後において、任那復興に関し新羅と緊張状態にあるのは倭です。倭の権力者がその新羅の法興王と同じ名を付けた年号の制定や寺の建立を実行したとは考えられません。これに対して、日本國は、新羅と直接関わらず、倭の中枢である九州から地理的に離れており、法興王の名と同じ名称を付けた年号や寺の建造が可能です。

つまり、新羅と倭、新羅と日本國の関係を考慮すると、「法興」は、倭の権力者である阿每多利思北孤が制定したとするよりも、日本國の実質的な最高権力者、蘇我馬子^{かな}大臣が制定した年号であるとしたほうが理に適っていると考えます。

野中寺弥勒菩薩半跏思惟像の 銘文考察

一宮市 竹蔭正雄

I. はじめに

大阪府羽曳野市にある野中寺の銅造弥勒菩薩半跏思惟像は台座框部分にある銘文冒頭の「丙寅年」により天智5(666)年に作られたとすることが定説になっている。そして、同銘文中の「中宮天皇」には天智5年作製説より「天智説」「斉明説」「間人皇后説」などの諸説はあるが、定説はない。

また、この弥勒菩薩像は飛鳥時代の仏像の特徴とは少し違い、右手の掌を正面に向けたり、飛鳥仏像にある「古拙の微笑」がない。

これらのことから、この仏像の作製年代を疑い、台座銘文を再検討し、仏像の真の姿を明確にしたいと考える

なお、参考文献として、岩波書店の新日本古典文学大系 12『続日本紀一』(1989年版)、同 13『続日本紀二』(1990年版)〔以後、新古典『続紀一』、新古典『続紀二』という〕を用いた。

II. 野中寺弥勒菩薩半跏思惟像の銘文

野中寺弥勒菩薩像の台座框部分にある銘文は次のようである。この銘文を順次検討していく。

**丙寅年四月大旧八日癸卯開 記栢寺知識之等詣
中宮天皇大御身勞坐之時 請願之奉弥勒御像也
友等人数一百十八 是依六道四生人等 此教可
相之也**

1. 「丙寅年四月大旧八日癸卯開」

①「四月大」とは、この年の四月が「大の月」にあることを表示したものである。

②「旧八日」とは、旧暦での八日を表示している。旧暦とは「儀鳳暦」に対する「元嘉暦」のことである。持統4(690)年11月¹¹甲申の条に、

勅を奉りて、始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ。(新編『書紀』③、511頁)

とあるように、今までの「元嘉暦」に加え、新たに「儀鳳暦」を使用すると勅が公布された。つまり、新暦「儀鳳暦」に対し、「元嘉暦」は旧暦になったのである。

因みに、元嘉暦と儀鳳暦の併用法は、朔日干支の計算は元嘉暦により、日食予報の計算は儀鳳暦によるということであったらしい。

(新古典『続紀一』補注1 18242・243頁)

③「丙寅年」とは、前述のように「旧暦での八日」との表示より、この勅の後の「丙寅年」となる。

即ち、持統4(690)年以降の「丙寅年」ということになる。それは、神亀3(726)年丙寅と考える。

④「癸卯」が旧八日の日干支であるか否かを検討してみる。神亀3年の1～6月の朔と晦を表にする。

神亀3年	正月	2月	3月	4月	5月	6月
朔	庚辰	庚戌	己卯	戊申	戊寅	丁未
晦	己酉	戊寅	丁未	丁丑	丙午	乙亥
晦日	30	29	29	30	29	29

(新古典『続紀二』165～169頁より)

4月戊申朔であるので八日は乙卯となり、癸

卯は3月25日か、5月26日となり、日干支は合わない。干支は年干支として帝紀年や元号年の後に記載されることはあるが、日にちの後に日干支として記載されることはない。日干支としての記載は「〇月〇〇朔〇〇」である。

この日干支でない例は太安万侶墓誌にある。

左京四条四坊従四位下勲五等太朝臣安万侶以癸亥年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳

(太安万侶墓誌)

この墓誌に対する続日本紀の太安万侶の死去の記事は次のようである。

(養老)^{癸亥}(七年)秋七月^{甲子朔七日}庚午、民部卿従四位下太朝臣安麻呂卒しぬ。 (新古典『続紀二』133頁)

安麻呂の死去した日を墓誌は7月6日としているが、続紀は7月7日としている。また墓誌は埋葬日と思われる日を「十二月十五日乙巳」としている。この乙巳が日干支ならば十二月壬辰朔(新古典『続紀二』137頁)であるので乙巳は14日となり合わない。よって、この「乙巳」は日干支ではないと考える。

では、「癸卯」が日干支でないならば、何を表しているのか。それは五行思想による吉祥語句ではないかと考える。十干の癸は五行の水に対応し、十二支の卯は五行の木に対応する。そして、五行の互いの関係の中に、相生という性質があり、水と木の相生は「水生木」で『木は水によって養われ、水がなければ木は枯れてしまう。』という性質が付与されている。つまり、『弱っている体を仏法により元気にする。』という意味を含んだ吉祥語句であると考えられる。

因みに、乙は木に、巳は火に対応して、相生は「木生火」で『木は燃えて火を生む』とある。言い換えるなら『体が燃えて無くなる』と火葬が連想できる。

⑤「開」とは、暦注の一つに十二直というのがあり、その一つである。十二直は一般的にその日の運勢を示すと言われ、「開」は建築の棟上の吉日とされており、物事の立ち上げの吉日で、これからの好転を祈ってこの日を選んだのではないかと考える。

2. 「栢寺知識之等詣」

①「栢寺」について検討する。学研漢和大字典を引くと「栢」は「柏」の異体字とあり、意味は「ひのき類の常緑樹の総称」とある。また、解字は“白の原字はどんぐり状の小さい実の形を描いた象形文字。柏は「木+音符白」の会意兼形声文字。まるく小さい実のなる木”とある。これらのことより当時において「栢」は「まるく小さい実のなる常緑樹」のことであったと解することができる。つまり、「橘」のことであったと解する。よって、「栢寺」は「橘寺」のことである。

②「知識」とは、同漢和大字典に「(仏)すぐれた僧のこと。高僧。」とあるように橘寺の僧のことである。

3. 「中宮天皇大御身勞坐之時」

①「中宮天皇」について検討する。

「中宮」は律令では、「中宮、謂ふところは皇后宮なり。其れ太皇太后、皇太后の宮も、また自ずから中宮なり」とあり、皇后・皇太后・太皇太后の三者の宮と三者自身の呼名である。したがって、「中宮天皇」とは「皇后の後に即位した天皇」のこととも解釈できるが、大宝律令制定後は皇后が立てられることがなかった。つまり、前述の神亀3(726)年丙寅の時には、「皇后(中宮)天皇」に該当する者はいなかったのである。

『続紀』において、「中宮」の初出は元正紀の養老7年春正月の条である。ここに「天皇中宮に御しまして、…」とある。この「中宮」が元正天皇の居住区なのか、行政殿舎なのかを『続紀』の中の関連記事を拾い出して検討してみる。

(養老)^{癸亥 丁卯朔十日}七年春正月丙子、天皇中宮^{おは}に御しまして、從三位多治比真人池守に正三位を授く。……(略)……

^{十六日}壬午、四位已下主典已上を中宮に饗す。

(新古典『続紀二』127～129頁)

^{甲子}神亀元年春正月壬戌の朔、朝を廢む。雨ふればなり。

^{二日}癸亥、天皇、大極殿に御しまして朝を受けたまふ。

^{七日}戊辰、中宮に御しまして五位已上を宴す。祿賜ふこと^{しな}差有り。

(新古典『続紀二』137頁)

(神亀元年)^{辛卯朔四日 卯づり}二月甲午、禪を受けて、大極殿に即位^{くらいにつ}きたまふ。

(新古典『続紀二』139頁)

元正天皇は、「中宮」にて、養老7(723)年正月10日に授位式を行い、同16日と神亀元(724)年正月7日に饗宴を行っている。この3回の行事は公式の式典であるので、これらが行われた「中宮」は居住区でなくて、行政殿舎である。そして、この「中宮」での儀礼より一段上の儀礼は「大極殿」で行われていた。しかし、「中宮」での式典が行われた記事があるのは神亀元年正月までで、その後は「大極殿」で行われたようである。つまり、聖武天皇に譲位した伯母の元正天皇は「太上天皇」として「中宮」で行政の補佐をしていたと考える。そこで「中宮天皇」と呼ばれていたと考える。

②「大御身勞坐之時」について検討する。

元正天皇(太上天皇)の病気についての『続紀』の記事は次のようである。

(神亀三年^{丙寅 丁未朔十五日}六月)辛酉、太上天皇、不豫^{みやまひ}したまふ。天下の諸国をして放生せしむ。

(神亀三年^{丙子朔}秋七月)、詔して曰はく、「太上天皇の不豫^{やや}、稍く二序を経たり。…(略)…」

(新古典『続紀二』169頁)

元正天皇は神亀3年6月15日に病気平癒の祈願の為、諸国に放生会を行わせた。天皇の病気は以前からであったようである。神亀3年7月18日に「太上天皇の病気が、ようやく二序を経た。」とある。

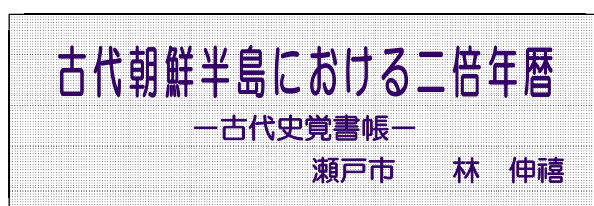
この「二序」とは新古典『続紀二』169頁の脚注に「序は天の秩序である四季。夏から秋へ。」とある。つまり、天皇の病気は夏から始まり秋、7月になっても、まだ続いていたのである。夏の期間は4～6月であり、弥勒菩薩像の台座の銘文にある「四月大旧八日」は、正に夏である。

即ち、天皇が夏の始まりの4月8日には病気になっていたということと一致する。

Ⅲ. まとめ

以上、検討してきたように「野中寺弥勒菩薩半跏思惟像」が作られた丙寅年は、従来言われてきた666年ではなく、726年の丙寅年である。また、続日本紀の726年にあたる神亀3年6月、7月の条の記事と、弥勒菩薩像台座の「四月大旧八日」とが一致することも分かった。よって、弥勒菩薩台座の「中宮天皇」とは太上天皇、即ち「元正天皇」のことである。

野中寺弥勒菩薩半跏思惟像は、726(丙寅)年に、橘寺の僧侶等が元正天皇の病氣平癒を祈願した仏像である。



1 はじめに

古代朝鮮半島において、「二倍年暦」を用いていた事例を発見したので報告する。

2 算出

「二倍年暦」での確認は、古代朝鮮半島に関する歴史書『三国史記』^{＊1}を用いた。

これに基づいて、系譜及び即位年を図示(別表1-1、2-1、3-1)したものを作成し、各王の薨年齢を算出した。

(1) 卒年令が100才以上の記述

- ・「高句麗本記」次大王二十年条
二十年三月大祖大王薨於別宮 年百十九歳^{＊2}
(『完訳 三国史記』上、323頁)
- ・「高句麗本記」新大王十五年条
新大王十五年秋九月 國相荅卒 年百十三歳
(『完訳 三国史記』上、336頁)

(2) 即位年より算出

薨年齢は、即位時年齢が不明な場合、父王

の即位前後で誕生し、次王代の即位年に薨したとして算出した。その算出結果は「別表1-2、2-2、3-2」のとおりである。

そして、90才以上で薨した王又は卒した者は、表1のとおりである。

3 考察

確実に「二倍年暦」であると思われるものは、10例である。

また、日本の天皇と対比させたのが表2のとおりである。これから、「二倍年暦」がおこなわれた時期は仁賢紀までと推定できる。

なお、20代長寿王(薨：491年)については、

(長寿王)七十九年 …… 冬十二月 王薨 年九十八歳 號長壽王

(『完訳 三国史記』上、374頁)

から、他の王と比して長生きをしたから、「長寿王」とつけられたと思われる。「一倍年暦」での98歳とも考えられ得るが、9代故國川王(197年)から19代廣開土王(413年)までの最高薨寿命は62歳であるので、「二倍年暦」においても長寿王と呼ばれたと思われる。

表1 古代朝鮮半島における高寿命王

国名	王名	薨寿命
百 濟	3代 己婁王	101
	7代 古尔王	158
	10代 比流王	131
新 羅	7代 逸聖尼師今	131
	19代 訥祗麻立干	103
高句麗	6代 大祖大王	119
	7代 次大王	95
	8代 新大王	91
	20代 長寿王	98
	國相 荅夫	113

*1 『三国史記』:『完訳 三国史記』上・下(金 富軾著、金思燁訳、六興出版、昭和55年12月・昭和56年2月)

*2 大祖大王の薨才は次により算出できる。

即位歳(7)+在位年数(146-53)+讓位から薨期間(20-1)=119才

※(大祖大王)九十四年十二月 王謂遂成曰「吾既老 倦於萬機 天之數在汝躬 況汝内參國政 外摠軍事 久有社稷之功 允塞臣民之望 吾所付託 可謂得人 作其即位 永孚于休」乃禪位 退老於別宮 稱爲太祖大王

表 2

日本・朝鮮における二倍年暦関連年表

※年数：西暦

天 皇			記紀等の崩年数			三 国 史 記			
即位年	代	名称	古事記	日本書紀	如是院年代記	誕生・薨年	百濟本記	新羅本記	高句麗本記
B658	1	神武	137	127	127				
∫	∫	∫	∫	∫	∫				
B212	8	孝元	57	—	116				
B156	9	開化	63	115	111				
B95	10	崇神	168	119	121				
B28	11	垂仁	153	140	141	23 47 70		7 逸聖尼師今:生	6 大祖大王:生 7 次大王 :生
71	12	景行	137	106	123	88 128	7 古尔王:生		8 新大王 :生
134	13	成務	95	107	108	154 165 " " 179		7 逸聖尼師今:薨 (131)	6 大祖大王:薨(119) 國相荅夫:卒(113) 7 次大王 :弒 (95) 8 新大王 :薨 (91)
192	14	仲哀	52	52	—				
201	—	神功	100	100	100	214	10 比流王:生		
270	15	応神	130	111	111	286	7 古尔王:薨 (158)		
313	16	仁徳	83	143	110	344 355 393	10 比流王:薨 (131)	19 訥祗麻立干:生	20 長寿王:生
400	17	履中	64	70	67				
406	18	反正	60	—	60				
412	19	允恭	78	—	80				
454	20	安康	56	—	56	458		19 訥祗麻立干:薨(103)	
457	21	雄略	124	62	93				
480	22	清寧	—	若干	42				
485	23	顯宗	38	—	48				
488	24	仁賢	—	—	60	491			20 長寿王:死(98)
499	25	武烈	57	57	58				

※ 即位年：『日本書紀暦日原典〔新装版〕』（内田正男編著、雄山閣、平成5年10月）より転記

2月の例会報告

○ 難波の宮の真実（その3）

一宮市 竹嶋正雄

前回・前々回に続き、推古、舒明、皇極、孝徳の各天皇の難波の外交施設及び「宮」に関して考察した。特に孝徳天皇がわざわざ出向き、賀正の礼を行った大化四・五年の「宮」や「味経宮」、さらに欽明紀の「難波祝津宮」は、九州王家の一族が駐在していた可能性があるとした。

○ 古代逸年号に関わる疑念 その4

名古屋市 石田敬一

年代記類が年号の「法興」を記さない理由や「法興」を制定した人物を探り、「法興」は蘇我馬子大臣が制定したと主張した。

○ 神功紀と百済王系譜（追記）

瀬戸市 林伸禧

『三国史記』では、古尔王即位前紀に仇首王の長子沙伴が嗣位したが、幼少で不能爲政のため肖古王母弟の古余王が即位し、沙伴を一代としてカウントしていない。一方、『三国遺事』では一代としてカウントしているとの問題点を示した。例会では、嗣位と即位の捉え方の違いによるものであろうとの意見があった。

○ 『三国史記』における二倍年暦

瀬戸市 林伸禧

『三国史記』において、二倍年暦の記事を新たに発見し、古代朝鮮においても「二倍年暦」が使用されていたと示した。

○ 福岡県における「草薙剣」の伝承について

瀬戸市 林伸禧

盗まれた草薙剣が筑前の古物神社に戻ってきた伝承や神宝の剣を七振複製して八剣神社に納めた伝承を紹介した。

○ 九州年号と陰陽五行 豊山町 磯田和則

九州年号の白雉・白鳳、朱雀・朱鳥、大化・大長は、それぞれ陰陽五行の西・白・金、南・赤・火、北・黒・水に対応していると主張した。

会員募集のお知らせ

2015年度会員、及び会報誌会員を募集します。

- 1 年会費：5,000円
- 2 特典：例会参加料無料（欠席時は資料送付）
会報誌「東海の古代」の配布
論集「古代への碑」の配布
- 3 納入期限：2015年3月15日 締め切り間近
- 4 振込先：ゆうちょ銀行
名前：古田史学の会・東海
店名：二一八 店番：218
種目：普通 番号：12993951

例会の予定など

- 1 日時
 - ・ 3月15日(日) 13:30～17:00
 - ・ 4月19日(日) 13:30～17:00
 - ・ 5月17日(日) 13:30～17:00
 - ・ 6月21日(日) 13:30～17:00
- 2 場所
名古屋市市政資料館 第2集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- 3 参加料 500円（会員は不要）
- 4 駐車場
 - ・ 名古屋市市政資料館：12台+α収容（無料）
 - ・ ウィルあいち駐車場：南隣、30分170円
 - ・ 鈴木不動産コインパーク：南東角交差点東40分200円
- 5 交通機関
 - ・ 地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
 - ・ 名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
 - ・ 市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
 - ・ 市バス「清水口」、南西徒歩8分
 - ・ 市バス「市役所」、東徒歩8分

174号の訂正 P8右1行目

（誤）端政二歴 （正）端政二曆

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会での研究報告、発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」をご用意願います。